

須坂市スポーツ競技全国大会等出場に関する激励金交付要領内規

須坂市スポーツ競技全国大会等出場に関する激励金交付要領（以下「要領」という。）
第7の規定により、この内規を定める。

（定義）

第1 要領の第2に定める「全国大会等」は次に掲げるスポーツ大会とする。

- （1）公益財団法人 日本スポーツ協会が主催する全国大会
- （2）原則として、公益財団法人 日本スポーツ協会に加盟する団体が主催する全国大会
- （3）国の定める行政機関（スポーツ庁、厚労省等）が主催する全国大会
- （4）予選会（選考会）を通過又は、各競技団体等の推薦を受け都道府県代表選手として出場する全国大会
- （5）国際競技大会は、選考を経て国の代表選手として出場する場合を対象とする。

（交付対象者）

第2 要領の第3に定める交付対象者のうち、団体については次のとおりとする。

- （1）市内在住勤者が半数以上で構成されるもの
- （2）大会要綱等により種目が明確に区別される団体競技については、種目毎に別団体として取り扱うことができる。

（交付額）

第3 要領の第4第3号から第5号まで定める団体の人数及び交付額は次のとおりとする。

- （1）監督、コーチを含めた人数
- （2）大会に出場する者（大会へ提出する申込み者）の人数
- （3）要領第4第3号の交付額は、6人未満の場合、人数に3,000円を乗じた額とし、6人以上10人未満の団体は、30,000円とする。
- （4）要領第4第5号の交付額は、10人未満の場合、人数に10,000円を乗じた額とし、10人以上は100,000円とする。

附 則

この内規は、平成28年8月17日から施行する。

この内規は、令和2年4月1日から施行する。